

## 協働ルール検討会議【第7・8回部会】 議事録

と き 平成13年8月21日(火) 13時30分～17時  
ところ 大和市役所会議室棟201会議室  
参加者 委員8名 内海部会長 市村委員 岡田委員 小林委員 中村委員  
林克之委員 平塚委員 渡邊委員  
傍聴者：中澤さん(埼玉県入間市役所)  
天野さん(玉川まちづくりハウス 途中参加)  
事務局：赤堀チーフ 井東 長峰(国土館大学インターンシップ)

### 議事要旨

今回のテーマは、「協働ルールの仕組みの検討」「仕組みに関する提案や具体的な内容」です。まず、具体的な仕組みに関する委員提案事項(渡邊委員)の説明と、内海部会長から、たたき台資料の内容説明がありました。

部会 資料 1「協働ルールに関する具体的な仕組みの考え方(たたき台)」  
部会 資料 - 2「協働により新しい公共を創出する仕組み(たたき台)」

次に、たたき台資料をもとに次のA～Fの分類に従ってポストイットで意見を出し合い、記入内容について議論が行われました。

「A 理念・考え方に関連して」「B 協働ルールの環境整備」「C 市民により新しい公共を実現する仕組み」「D 行政により新しい公共を実現する仕組み」「E 市民と行政が共同・協力して実現する仕組み」「F その他」

ポストイット意見の詳細は、別紙「部会(8/21)でのポストイット意見一覧」参照

主に、理念・考え方と、第三者機関(公平性を担保する仕組み)・市民活動センター(市民の自立を促す仕組み)に関する内容を中心に議論が展開しました。

最後に内海部会長が、次のように確認事項をまとめ、第6回検討会議(8/31)へ向けての準備を進めることになりました。

- \*たたき台資料「協働ルールに関する具体的な仕組みの考え方(たたき台)」「協働により新しい公共を創出する仕組み(たたき台)」をベースに、今後の検討を進める。
- \*第三者機関や市民活動センターについては、機能としては必要。組織については、構成メンバーやスタッフの選任方法、運営形態等の具体的な内容について、今後検討していく。
- \*第6回検討会議(8/31)に向けて、事務局で今日の議論内容の整理を行い、たたき台資料を手直して、会議資料として準備する。



行政システム」の記述があるが、無理にあてはめているように感じる。「新しい公共にふさわしい行政システム」という表現の方が良いと思う。

- ・委員：同じく資料1 「行政の自己改革について」のなかで、「小さな政府を目指した行政の自己改革」とあるが、小さな政府は、もともと中央政府についての考え方で、基礎自治体に用いるべきか。何か行政がよそへよそへ仕事を廻す、という点を強調しているようにも思えてしまう。
- ・委員：「小さな政府」の考え方は、サービスの量と比率の問題で、比率が移っていく、というふうにとらえるべきである。
- ・委員：「小さな政府」が目的化してしまうとおかしい。協働の結果としてとらえるべき。
- ・委員：役所では、「まちづくり」や「街づくり」をまぜこぜで使っているが、「まちづくり」で統一すべき。
- ・委員：資料1 「市民の自立を促す仕組み」とあるが、市民の自立とは、一体何を指しているのか。また、市民の定義をきちんと定める必要があるのではないか。
- ・部会長：市民の定義などはまだ整理しきれていない。どういう時に市民が意見を言えて、登録団体の要件はどうするのか、などを議論していくなかで、明らかになっていくのではないかと思う。
- ・委員：この仕組みは、市民等の自生的で自由なコミュニティ活動の領域としてのCの仕組みと、市政への関与により市民自治を高める領域としてのD、Eの仕組みという2つの流れがあり、相互に関連させながら発展させていく必要があると思う。
- ・委員：退職者の自立を促す仕組みを考えたい。趣味的な活動領域に留まっている退職者は多く、これまで培った経験や能力を社会へ活かしていくための退職者への意識啓発や社会的活動へ誘導する仕組みが必要だと思う。
- ・部会長：「1. 市民等による新しい公共を実現する仕組み」のなかで、企業退職者で登録団体をつくって活動していく方法もある。「市民の持つ技術を活かす仕組み」として、Cの整理に加えるか。
- ・委員：企業退職者ばかりを強調したが、幅広い世代やいろいろな立場の人たちが活躍できるルール、という考え方で、理念の話である。
- ・委員：「市民活動の活性化を促す仕組み」という視点を「1. 考え方」に加えたらどうか。
- ・委員：活動に参加できない人たちもいる。その人たちの声をいかに反映していけるかが問題である。
- ・委員：市民が社会参加するための仕組みとしてNPOがある。NPOは市民が望む場合に参加できるよう開かれていなければいけない。そのような市民と団体との関係も、条例

に盛り込んでいくべきだと思う。

- ・委員：「1. 考え方」について、行政の中でどのように検討され調整され生まれ変わるかが、新しい公共実現の一つの重要ポイントだと思う。

#### 【B 協働ルール環境整備 C 市民により新しい公共を実現する仕組み】

- ・委員：第三者機関や市民活動センターは、スーパーマン的組織という感じだが、その構成メンバーやスタッフはどのような人が選ばれるのか。
- ・委員：第三者機関や市民活動センターは、市の外郭団体が横すべりし、市職員の天下り先になるのでは、全く意味がない。
- ・部会長：難しいところで今後検討していく内容。現時点では枠組みとして、公平性を担保し、市民の自立を促す仕組みとして、行政ではない一定の組織が必要だ、という点を確認しておきたい。
- ・委員：本当に公平に構成メンバーを選ぶのであれば、市民から無作為に抽出するしかないのでは。それが無理であれば、行政が直営でやれば良いのではないか。
- ・部会長：行政直営では、対等な関係性が築けない。第三者機関や市民活動センターについては、その機能としては必要である点を現時点では確認しておき、組織については今後検討していく、ということで議論を進めたいがどうか。

#### 各委員了承

- ・委員：市民活動センターは、官設官営でスタートし、市民運営へ移行していったらどうかと思う。
- ・委員：「2. 行政により実現する仕組み」や「3. 共同・協力して実現する仕組み」は、かなり重たい。事務局機能もかなり重要になると思う。現実的には、行政内部につくっておいて、移管していくことが必要かもしれない。
- ・委員：助走段階を行政が運営すると、そのまま引き継いでしまう。きついかもしれないが、最初から自立を目指すべき。事務局機能については、スタッフとして行政職員が出向してサポートすれば良い。
- ・委員：市民運営で最初からいくべき。
- ・委員：行政がつくって行政が運営するのでは、行政の枠から出ない。
- ・部会長：市民運営の良さを活かすために、当初から市民運営でやるべきだろう。
- ・渡邊委員：組織としては市民運営で立ち上げ、事務局運営など実質的な部分は、段階的に官から民へ移行していけば良い。
- ・事務局：活動や交流のための場の整備は行政としても進める予定である。具体的な機能や運営形態については、もう少し議論を重ねていただければと思う。

- ・事務局：市民活動センターの設置に向けての具体的な取り組みは、協働の視点を大切にしながら、進めていければと思う。いずれにしても、センターについては、検討会議からの提言を受けた後に、開設に向けての協議の場が必要になると思う。
- ・委員：協働ルール環境整備を進めるにあたり、条例など現状の制度を整理し直す必要がある。
- ・委員：新しいものをつくるだけでなく、現状を見直すことが重要。
- ・委員：協働ルールができたからといって、今まで大和の歴史の中で培ってきた制度や仕組みをなくすわけにはいかないだろう。見直すもの、残すもの等の整理をきちんとする必要がある。
- ・委員：市民への啓蒙、を理念に盛り込むべきだと思う。
- ・委員：現在は自治会長として、また、これまで PTA や民生委員や青少年指導員などを経験してきたが、会計上の問題や委員の選任方法など、地域活動は多くの問題を抱えている。内容をもっと公開してみんなでチェックし、みんなで変えていかなければいけないと思う。全体的な問題としてとらえてほしい。
- ・委員：地域活動の問題について、きちんと物言える場が欲しい。この会議に応募したきっかけもそこにあった。
- ・部会長：従来の仕組みを、どの程度取り込んでいくのか、という点については、今後、具体的に検討したい。ただし、協働ルールといっても、すべての問題に対応できるものではない。市民の提案を中心に、市民活動自体の活性化や行政への意見反映ができる仕組みづくりを考えよう、というところがポイント。すべての行政活動や市民活動を審査しよう、というものではないことは、きちんと踏まえておく必要がある。

#### 【行政により新しい公共を実現する仕組み】

- ・委員：議会との関係を考える必要がある。この検討会議もそうだが、市民が集まって、いろいろな議論がなされても、議員はその議論内容を知らない。行政が検討会議の提言を受けて条例化したといっても、検討に参加した市民の真意が伝わるかわからない。このような検討の場への議員の参加が必要だと思う。
- ・委員：行政システムへの市民の関与を考えるために、現状の行政の施策決定のプロセスを教えてほしい。

#### 【市民と行政が共同・協力して実現する仕組み】

- ・委員：市民側の提案が、行政側の提案とマッチしない場合、どうなるのか。予算措置はどのようになるか。
- ・委員：NPO が事業を行う場合、従来の公共事業等へ企業が参加する場合と何が違うの

か。NPOの事業性の部分だけ別立てで条例化した方がわかりやすいと思うが。

- ・委員：NPOも入札に参加するし、企業と競争もする。ただ、企業は利益をあげるのが目的のため、仕様書の内容をきっちりやりそれ以上のことはやらない。NPOはミッションを優先するため、仕様書以外のことでミッションのためなら進んでやる。
- ・委員：今は、まだ事業を担えるようなNPOも少ない段階だが、儲かることがわかれば、中には、仕組みを悪用しようとする人も出てくるおそれがあるのではないか。企業と同じ土俵でいいのであれば、わざわざここに盛り込む必要はない。
- ・委員：企業と同じ土俵というよりは、市民提案が反映された新規の施策や事業に関して、NPOへの事業委託や共同事業の仕組みをつくと捉えられるのではないか。市民の行政システムへの関与とNPOとの協働を考えた仕組みとして位置付けるべき。
- ・委員：制度の悪用については、そういうことが起きないように、市民がきちんと評価をしていく必要がある。最初は多少混乱するかもしれないが、それは仕方ないのではないか。

#### 【まとめ】

最後に内海部会長から、まとめがあった。

- ・いろいろと課題は多いが、今後、引き続き検討をお願いしたい。
- ・今日の部会では、具体的な仕組みの枠組みについて、以下の点について確認された。
  - \* たたき台資料「協働ルールに関する具体的な仕組みの考え方(たたき台)」 「協働により新しい公共を創出する仕組み(たたき台)」をベースに、今後の検討を進める。
  - \* 第三者機関や市民活動センターについては、機能としては必要。組織については、構成メンバーやスタッフの選任方法、運営形態等の具体的な内容について、今後検討していく。
- ・第6回検討会議(8/31)に向けて、事務局で今日の議論内容の整理を行い、たたき台資料を手直しして、会議資料として準備してほしい。

閉会：17時

(記録者：市民活動課 井東)